

2007年6月14日

「新たな事業体税制（法人税関係）のあり方」 の公表及びご意見の募集について

企業税制研究所

代表理事 朝長英樹

(21世紀政策研究所研究主幹)

企業税制研究所においては、法人税制を中心に租税法制の改革をめざして研究を進め、わが国の税制として相応しい制度の具体的な提案を行うべく活動を行っているところであり、昨年8月から、法人税改革の第一弾として、事業体税制に関するあるべき法人税課税について検討して参りました。

今般、その検討成果を「新たな事業体税制（法人税関係）のあり方」として取りまとめましたので、本日、ここに公表し、皆様方からご意見等を頂戴することとさせていただきます。

従来の法人税法改正の進め方に関しては、納税者・税理士・会計士等の立場からすると意見を十分に反映させることができないという問題と、改正の趣旨・内容が十分にわからないまま改正法が成立し施行されるという問題があるため、私どもは、このような問題が生じないように、法令改正の条文案までを開かれた立案プロセスによって創り上げることを重視しています。

本改正案の作成に至るまでの間、各項目の検討の都度、有識者・精通者の方々から有益なご意見を賜り、検討状況を公表して参りましたが、今後も、皆様方から頂戴したご意見を参考とし、本改正案に必要な修正を加え、それを基にして、本年9月末を目途に、法令改正の条文案を作成する予定です。そして、この法令改正の条文案に関しましても、今回の本改正案と同様に、これを公表し、皆様方からご意見等を頂戴することとさせて頂く予定です。

このような立案プロセスを経ることによって、納税者・税理士・会計士等のご意見を反映させた適切な改正案を創ることが可能となるとともに、これらの方々も、早期に改正案の詳細を知り、改正の可否等を的確に判断することができるようになるはずです。

私どもとしましては、我が国の法人税制を少しでも良い方向に改革していくことができるように、皆様方が私どもとともに事業体税制のあり方を自らの問題として考えて頂き、できる限り多くのご意見やご質問をお寄せ頂くことを期待しております。

ご意見等につきましては、**2007年7月31日(火)まで**に、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せ下さい。

なお、個々のご意見等に対しては原則として直接回答しないこと、お寄せ頂いたご意見等を当研究所のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないご意見は有効なものとして取り扱えないことを、あらかじめご了承下さい。

記

電子メール：info@cti.or.jp

ファクシミリ：03-5282-7059

(参考) 今後のスケジュール(予定)

時 期	内 容 等
本年6月1日	改正案の公表・意見募集開始
(6月末)	(所得税関係改正案の公表)
7月末	改正案に対する意見募集締切
8月末	寄せられた意見の集約
9月末	改正案の修正案の公表 改正条文案の公表・意見募集
11月末	改正条文案の修正案の公表